

中間判断

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2011-002

申立人：X

被申立人：公益社団法人全日本アーチェリー連盟

主文

本件スポーツ仲裁パネルは、次のとおり中間判断する。

平成23年7月15日付申立人の要望書に対する平成23年8月3日付被申立人の回答書は、被申立人「一般会員規程」第12条にいう「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」に該当する。

理由

第1 手続の経過

1. 2011年10月31日、申立人は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「機構」という。）に対し、同日付「申立書」、「証拠目録」、及び「証甲第1号」から「証甲第208号」までを提出し、本件仲裁を申立てた。
2. 同年11月9日、機構は、本件申立てに関し、公益社団法人全日本アーチェリー連盟発行競技規則一般会員規程第七章補則第12条により仲裁合意があるものと判断し、「スポーツ仲裁規則」第15条1項に定める確認を行ったうえで、同項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。また、機構は同日、「スポーツ仲裁規則」21条1項に基づき、本件を通常の仲裁事案として3名の仲裁人によりスポーツ仲裁パネルを構成することを決定した。
3. 同月16日、申立人は、「証拠目録」及び「証甲第209号」から「証甲第211号」までを機構に提出した。
4. 同年12月5日、申立人は、「証拠目録」及び「証甲第212号」から「証甲第219号」までを機構に提出した。
5. 同月19日、被申立人は、機構に対し「答弁書」を提出した。
同日、高木伸學は仲裁人就任を受諾した。
6. 同月21日、伊東卓は仲裁人就任を受諾した。
7. 同月26日、「スポーツ仲裁規則」22条2項に基づき、伊東仲裁人と高木仲裁人の協議の下、第三仲裁人として竹之下義弘を選定し、同人が翌日仲裁人就任を受諾したため、竹之下仲裁人を仲裁人長とする本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
8. 2012年1月10日、申立人は、機構に対し「主張書面」、「上申書」、修正した「申立書」、「証拠目録」及び「証甲第220号」から「証甲第223号」までを提出した。

9. 同月16日、本件スポーツ仲裁パネルは、申立人に文書の提出を求める「スポーツ仲裁パネル決定(1)」を行い、両当事者にこれを通知した。
10. 同月24日、被申立人は、「理事会議事録(2009年11月)」、「処分の通知」、「淡路島AC規約」、「理事会議事録(2010年第一回理事会)」、「公益社団法人全日本アーチェリー連盟定款」、「公益社団法人全日本アーチェリー連盟一般会員規程」、及び「文書提出明細」を機構に対し提出した。
11. 同月25日、申立人は、機構に対し「全日本アーチェリー連盟競技規則」を提出した。
12. 同月31日、申立人は、機構に対し「主張書面」を提出した。
13. 同年2月29日、申立人は、機構に対し、「主張書面」を提出した。

第2 判断の理由

被申立人は、申立人に関し、被申立人競技者規則12条にいう「アーチェリー競技またはその運営に関して」「決定」を行った事実はないので、同条が適用される余地はなく、したがって本件申立ては不適法として却下されるべきであると主張する。

ところで、スポーツ仲裁規則によれば、仲裁申立書には「申立ての対象となる決定の特定」と「援用する仲裁合意又は競技団体規則の有無」を記載しなければならないとされている(第14条1項5号、6号)。また、「スポーツ仲裁パネルは、付託された事案について仲裁判断をする権限を有するか否かを決定することができる。」と規定している(第26条)。

そこで、本件仲裁申立てが適法であるためには、まず、申立人の申立ての対象が「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」といえるかどうかを判断しなければならない(なお、申立ての対象がアーチェリー競技に関して行った決定でないことは明らかである。)

申立人は、平成23年7月15日付申立人作成の要望書(甲7)に対する平成23年8月3日付被申立人作成の回答書(甲3)が、「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」に該当する旨主張する。被申立人が日本におけるアーチェリー競技会を統括し代表する団体としてアーチェリーに関する事業を行っていること(被申立人定款第4条)及び加盟団体に登録した競技者等に対し被申立人が努力義務や禁止事項、罰則等を詳細に定めていること(競技者規程2条、3条、5～7条、9条、10条)を理由とする。

被申立人には、「一般会員規程」が存在するが、その内容は被申立人の「競技者規程」(甲220)とほとんど同じ内容であるので、「競技者規程」を廃止し「一般会員規程」と名称を改めて平成22年11月1日に施行した規程と考えられる。この規程にいう加盟団体は、定款第6条の競技団体と同じものと考えられる。

一般会員規程6条は、会員に対し一定の行為の届出義務を規定し被申立人が適当でないと認めた場合当該行為を禁止できるとしている。また、一般会員規程5条は、一定の事由がある場合に、罰則として除名することができる趣旨と解することができる。以上を前提にすると、被申立人は、加盟団体及び加盟団体に属する会員に対し、一般的に指導監督する

立場にあるということが出来る。加盟団体に対し一般的に指導監督することができる場合に、指導監督しなかった不作為が、「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」といえるかが問題となる。

申立人が被申立人に請求した内容は、要望書（甲7）によれば、申立人の加盟団体である兵庫県アーチェリー連盟の理事会決議によってその傘下の淡路島ACが行った申立人を事実上除名する決議が違法であるので被申立人はこれらの決議を取消すように指導監督すべき義務があるのでその旨指導監督せよというものである。

これに対して、被申立人は、回答書において申立人の要求は兵庫県アーチェリー協会とその傘下の淡路島ACの問題である、従って被申立人の関与すべき問題ではないと回答したものと解することができる。

即ち、被申立人の要望書に基づく請求に関し全く何もしなかったものではなく、回答書において、これらの請求は被申立人の関与すべき問題ではないから指導監督をしないという対応（意思表示）を明確にしたものということができ、この回答をもって決定があったものと解することができる。

要望書はアーチェリー競技の運営に関するものであるので、被申立人の行った回答が「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」と解することができる。

そうであるとすると、申立ての対象となる決定として特定されたものは、被申立人「一般会員規程」第12条にいう「アーチェリー競技の運営に関して行った決定」に該当すると解するのが相当である。

したがって、仲裁パネルは、本件申立てについて仲裁判断をする権限を有するものと決定するものである。

以上

2012年3月14日

仲裁人 竹之下義弘
仲裁人 伊東 卓
仲裁人 高木 伸學

仲裁地 東京

以上は、中間判断の謄本である。

一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 道垣内 正人